

(様式第1号)

平成26年度第2回芦屋市公民館運営審議会 会議録

日 時	平成27年2月6日(金) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	市民センター203室
出席者	委員長 西本 佳子 副委員長 西本 望 委員 石田 要 鹿野 玲子 仁田 泰美 平井 守 藤田まさ代 事務局 中村社会教育部長, 高田公民館長, 齊藤公民館嘱託職員 公民館講座等事業受託者(河内厚郎事務所) 河内代表, 岩城業務責任者, 中西, 小西
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者	1人

1 会議次第

(1) 議題

(1) 報告事項

①平成26年度芦屋川カレッジ及び大学院, 秋・冬の公民館講座等の実施状況について(資料1)

(2) 協議事項

①平成27年度芦屋川カレッジ及び大学院, 春の公民館講座等の事業計画について(資料2・3・)

②公民館への指定管理者制度の導入について意見交換及びまとめ(資料4)

③その他

2 提出資料

資料1 平成26年度公民館講座等の実施状況(予定)について

資料2 平成27年度春の公民館講座等の企画について(公民館講座特集)

資料3 平成27年度芦屋川カレッジ第32期性入学案内, 芦屋川カレッジ聴講生入学案内, 大学院第8期生入学案内

資料4 業務委託と指定管理者制度

3 会議内容

(開 会)

(西本佳子委員長) ただ今から、平成26年度第2回芦屋市立公民館運営審議会を開会します。委員7名全員出席により会は成立しています。会議の公開についての取り扱いは、芦屋市情報公開条例第19条に基づき、原則公開となっていますので、審議会を公開することによろしいでしょうか。また、会議録の公表については、発言者の名前も公表しますのでご了承ください。

(「異議なし」の声おこる)

(西本佳子委員長) ご了承いただきましたので、会議の公開を決定します。また、会議録についても公開します。傍聴希望がありましたら入場してもらってください。

<傍聴者入場>

(高田公民館長) はじめに、配布資料の確認をお願いします。また、本日も河内厚郎事務所の職員が出席しております。これは、講座事業等を委託しておりますので、説明などをわかりやすくするため出席していただいているものでございます。ご了解願います。それでは委員長、よろしくをお願いします。

(西本佳子委員長) それでは、議事に入ります。本日は、2つの協議事項でご意見を十分いただきたいと思っておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いします。

では、報告事項の①平成26年度芦屋川カレッジ及び大学院、秋・冬の公民館講座等の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(高田公民館長) 公民館講座等は委託事業ですので、平成26年度講座実施状況について事業者の方から説明させていただきます。

(河内厚郎事務所・中西) 26年度は委託の仕様書では年間30講座以上実施することになっていて、今年度18講座23事業、計41事業を企画・実施しました。この後2～3月に実施する事業が残っていますが、資料1に掲げています。(資料1に沿って説明する。)

(高田公民館長) 今年は震災20周年のため、それに関する事業も含めて実施していただきました。説明は以上です。

(西本佳子委員長) ただ今の報告について何かご意見などありませんか。

(平井委員) 講座の中で、人気のあるもの、ないものなどその傾向に関して統計などはとっていますか？

(河内厚郎事務所・中西) やはり毎年継続して実施している講座は人気があります。継続的にホール事業を絡めて発信していきたいと考えています。今回はほぼ良かったと思っています。芦屋大学の公開講座は受講者が少なかったですが、地元の大学なのでこれからも連携して実施していきたいと思っています。人気のある講座ばかりではいけないし、市民に聞いていただきたい、市民に考

えてほしい内容のものは、ネーミングなどを柔らかくするなど考えています。人気があってもマンネリ化している講座もありますが、やはり希望者が多いので…。

(河内厚郎事務所・河内) ホームムービー鑑賞会やペットの講座を今年度初めて開催しました。これは芦屋にふさわしい内容だと思ったのですが、初回ということもあって参加者は多くなかったです。継続していくことが大事なので、今後も続けていきたいと思っています。

(西本佳子委員長) 他にご意見はありませんか?では、協議事項の①について、平成27年度芦屋川カレッジ及び大学院、春の公民館講座等の事業計画について、事務局からご説明をお願いします。

(河内厚郎事務所・中西) 27年度は原点に戻って企画を考えてみました。公民館は生涯学習の拠点ですからたくさんの人に集まってほしい、学習を通して友達を作ってほしい、住んでいる街・芦屋に愛着を感じてもらい、学習の成果を発表する場を作っていききたい、いろんな機関と連携したい、芦屋の文化を発信したい…等々の視点から事業を組んでみました。27年度の予定では、①親子で楽しめる子育て・親子ひろば的な事業を年4回程度考えています。②来年2月に全国放送されるNHK公開講座を招へいするよう予定しています。③その他は資料2をご覧ください。

(河内厚郎事務所・小西) 芦屋川カレッジ第32期生は関西文化コース、世界探訪コースの2コース各55名の募集、聴講生は各コース50名で、昨年度とは異なる新たな講師も予定しています。芦屋川カレッジ大学院第8期生は、「日本と世界の食文化」を学習テーマにしています。12回のうち、3回(4・9・27年3月)だけは公開講座としてルナ・ホールで行います。昨年100名の募集に170名を超える応募があり、抽選で70名の方が受講できなかったため、応募される方には極力受講していただきたいと考え、27年度は公開講座を企画しました。

(高田公民館長) 事務局からは以上です。

(平井委員) 大学院の募集で資料2と資料3では受講料が違っているのですが、どちらが正しいのですか。それと新たに実施する大学院の公開講座の市民への告知方法はどのように考えておられるのかお聞きしたい。

(河内厚郎事務所・小西) 大学院の受講料は6千円が正しいです。3回の公開講座の告知については、通常の公民館講座と同じく、広報あしやでの告知とチラシ等の配布を考えています。

(河内厚郎事務所・中西) カレッジ大学院も一部公開講座にして、広く市民に芦屋川カレッジを知ってほしいと考えています。

(鹿野委員) 高齢者大学の高齢者って入れた方がいいのでしょうか。

(高田公民館長) 正直に言ってわからないのですが、他市の場合も高齢者大学とい

うのを使っています。西宮市の場合は高齢者大学「宮水学園」という愛称をつけています。行政の中の施策として高齢者対象の学習機会ととらえていますので高齢者と入れています。ただ今、ご意見がありましたので、チラシの中に明示する必要があるのかな、検討の余地があるように思います。

(鹿野委員) 60歳というのが、いわゆる高齢者に入るのかどうでしょうか…。

(仁田委員) わかりやすさという点では問題ないと思います。自分から言う場合は、芦屋川カレッジに通っていると言っていますし。

(平井委員) 市民の中では芦屋川カレッジが高齢者大学であると通っています。芦屋市でも高齢者大学をやっているのだという宣伝効果がネーミングの中にあると思います。

(藤田委員) この大学院の公開講座の申し込み方法は。60歳でなくても、市外でも良いのですか。

(河内厚郎事務所・小西) 公開講座なので、60歳になっていなくても、市外であっても受けることができることを考えています。事前申し込みはしません。当日直接会場へお越しいただければと考えています。そのため、年齢制限もなく、市内に居住の有無も問いません。660人で一杯になるとは思っています。また、市の受講料収入増にもなりますし。

(仁田委員) カレッジ大学院の公開講座だと年齢の若い人でも参加できることがすぐわかるのでしょうか。

(河内厚郎事務所・中西) その辺もわかるような仕掛けを考えます。

(平井委員) 公開講座を一般の講座として開講し、カレッジ大学院生がそれに参加するほうが良いかとは考えられないですか。

(河内厚郎事務所・小西) 将来はそれも考える必要があるかと思います。今回は大学院の統一テーマがあり講師依頼をしています。

(高田公民館長) 現在は、芦屋川カレッジ大学院は本館の401室を使っていて、一年間通じて学んでいただいています。これは、普通の講座とは少し趣旨が少し異なっていると考えています。1年を通して学ぶ中で交流が生まれ、仲間づくりに一定のウエイトがあると思っています。芦屋川カレッジも大学院も学びの場であり、交流の場であり、一定の学習環境を整えておく必要があります。河内事務所からは大学院の受講希望者が多く、受けることができない人が多い状況で困っているとの報告があり、また、部屋の収容人数の問題について相談を受けてきました。しかし、401室が最も大きく、ルナ・ホールでの開催になると机がありませんから、学習環境が悪くなる。公開講座になった3回につきましては大学院の受講生にとっては、机がありませんから学習環境が悪くなります。大学院を受講できる人とできない人の差が大きい状況と講師や内容も勘案して、3回程度であったら現在の大学院の受講生も納得していただけるのではないかと、ということ判断いたしまして、3回

の公開講座を設定することを、今回、提案させていただきました。

(西本佳子委員長) 応募も多く抽選に漏れたともよく聞きます。カリキュラムを見ても興味深く、楽しみな講座です。

(西本望委員) 高齢者という名称は、四半世紀くらい前に厚労省が年齢でくくって「老人」から「高齢者」と言い出し、当時は喜ばれていたのですが、イメージがそろそろよろしくなくなっているのかもしれないので、将来的には変更したほうがいいのかもしいかなと思います。

(高田公民館長) 阪神間では、県の高齢者大学を「阪神シニアカレッジ」という呼び方をしているところもあり、その方が穏当なのかなとも思います。

(西本佳子委員長) この件に関してはこれくらいでよろしいでしょうか。

次に、協議事項の②の議案に入りますので、河内厚郎事務所の皆様は退室してください。

<河内厚郎事務所の職員退席>

(西本佳子委員長) では、協議事項の②公民館への指定管理者制度導入について意見交換及びまとめを議題とします。今までの会議での「民間事業者への事業委託の検証と指定管理者制度について」の議題で出た意見を資料4にまとめていただいています。

(高田公民館長) 意見交換の参考のため委員長のご指示により、この2年間に委員から出てきた意見をまとめています。(資料4を元に説明する。)今、説明していました河内厚郎事務所は業務委託の業者です。業務委託なので市から仕様書を元に業務を委託しています。施設管理の場合でしたら、たとえば、電球を取替えなさいとか記載した仕様書があります。河内厚郎事務所の業務の場合、形としては、プロポーザル方式で実施していき、最初に市は年間どのくらいの事業、講座を何回とか、こういう事業をやってくださいとか書いた指示書を明示して、業者から提案を受けます。河内厚郎事務所を含む5社程度の業者から提案書が挙がってきて、市は業者選定委員会を開いてどの業者が良いか判断して、その結果、河内厚郎事務所に委託することが決まりました。当然、変わる可能性があり、業務委託の場合は原則1年ごとです。指定管理者制度では、3～5年を期間として業者選定をし、丸ごと民間にお願いする制度です。いい意味での丸投げ、制度自体は決して悪い制度ではありません。資料のとおり、業務委託と指定管理者制度は制度が異なります。

(中村社会教育部長) 現在は、24年度から河内厚郎事務所に講座の企画・運営というソフト部分だけを委託しています。施設管理のハード面は電気やボイラーなど専門的なものも多く、他の業者に委託しています。業務委託の場合は、市の詳細な仕様に基づき業務を行います。事業の委託は、受託業者は、市の意向を反映し、収益に左右されることなく事業企画を行えますが、独自性は出しにくい面があります。指定管理ですと、運営や事業は、最初に、市の仕

様で求めた提案書を提出し、認められれば、市との協定に基づき運営しますが、基本は、指定管理者の意思が尊重されますが、その分指定管理者の責任において管理を行うこととなります。例えば、指定管理ですと、収益、事業費・人件費など、運営のすべてを担い、結果を求められますので、自由度が高い分、事業者の独自性が反映されやすい面があります。業者委託と指定管理では、仕組みは異なっています。

(藤田委員) 河内厚郎事務所がやっているから受講料が有料で、例えば公民館音楽会は500円を払って聞かせていただいています。先日開催された源氏物語の音楽会は無料だったのです。市民にはなぜそういう違いがあるのかわからない。有料や無料にするその区別はどのようにされているのか疑問です。市がしているから無料なのか、河内厚郎事務所がしているから有料なのか、そこのところどうですか。

(高田公民館長) 講座も音楽会もチラシなどに、主催が公民館、と書いてある場合は、基本的には有料です。委託か直営かで受講料に差はありません。公民館の事業は市直営か業務委託かの2種類です。それで、公民館で委託していない部分は、公民館図書室とこの審議会くらいです。後はすべて委託で、しかし、市民の方が委託か直営かは、ぱっと見、わからないと思います。一方、料金の話ですが、公民館講座、音楽会など公民館が実施しているものは基本、すべて有料です。1回400円から500円程度の実費弁償の形、講座を受けるのでそれにかかる費用の一部を市民にご負担いただくという考え方です。市として来てほしい事業や、講師料が安い場合、芦屋病院公開講座などがあたるのですが、また、学んだことを還元するようなボランティアの方が講師を務める講座は、無料や安価な受講料にしています。どこで決めているのかという点については、河内厚郎事務所からは個別の事業について提案があり、公民館長が了解した場合は、無料または安価にしています。この受講料収入については市の歳入に入り、河内厚郎事務所には材料費など以外は残らない仕組みです。

(西本佳子委員長) 無料・有料は見分けがつきにくいですね。指定管理者制度導入に向けて、事業委託の検証と指定管理者制度について、これまで意見交換してきましたが、この公民館運営審議会でも出された意見は、教育委員会にご報告いただけたと思いますので、各自まとめていただき、ご意見をお願いしたいと思います。

(西本佳子委員長) 意見が出ないようですね。済みません、西本委員からお願いできますでしょうか。

(西本望委員) 今までのことと重なりますが、指定管理には基本的には反対という考え方から入りますが、その理由として8点ほど考えています。一つは、他の自治体の指定管理制度導入の目的が、コスト削減になっています。私たち

が、社会教育や生涯学習を推進するにあたって、コスト削減は本来の目的ではありません。サービスの向上というのもくっつけていますが、実際には、上手くいっていないと思います。目的が違うので受け入れられません。たとえば、スポーツ関係では割合うまくいっているところもあるかなと思います。スポーツ施設など民間の力でどんどんできるものはいいかもかもしれませんが、教育面からみるとどうなのか、コスト削減はどうなのかかなと思います。2番目には、市が行うということは公益性や公共性を考え、それを担保しており、市民の学習のために収益やコストとあまり関係なしに行えます。全くコスト意識なしというのはいけません、市民のため、公益性を考え、教育を受ける権利を保障するという観点に重要なものがあります。3点目として、自治体が行っていることで市民自体が市の施設で行っているという自覚ができます。市が行うことで地域の独自性が発揮しやすいですし、芦屋のことを紹介したりすることができます。コストを考えると地域とは関係なく、人気取りや有名な講師を呼んでくることになります。地域の独自性との関係がなくなります。4点目としては、直営だと教育委員会と連携していくことで、学校教育とも連携がとりやすいです。もちろん民間企業がやっても全く連携が取れないということはないですが、自治体の中ですでに連携ができています。5点目としては、地域密着もありますが、民間になると収益を考えないといけないので、採算とれないものは勘弁してくれということになります。6点目とすれば、企業側からすれば安定的に継続できるのか。毎年更改であれば、安定的に継続的に事業が行えず、受講生側から考えると、その業者は来年契約が切れとしまう恐れが出てきます。そのため継続性・連続性が担保できるか心配になります。7点目としては、社会問題という大きな問題になるのですが、自治体が指定管理にすることでコスト削減になり、内容のよいものやってくれるとしても安い企業が入り、そこで働く職員が低賃金で働かされる可能性があり、私たちがいわゆるブラック的な企業を促進させてしまうことになってよいのか、格差が生じてしまうことになってよいのかという怖さがあります。安ければ良いということではいけません。低賃金や雇用の不安定がでてきますので。最後にこれも大きなことですが、OECD（経済協力開発機構）が日本に対して言ってきているのが、教育に投資する公共の資金が世界最低であることです。そんな状態で芦屋市が教育投資をこれ以上減らしてよいのか、芦屋市がむしろ教育に熱心だということを市のイメージとして見せるほうが良いと思います。よい教育を長期に受けると社会還元率が高いのです。だから他の国は教育に熱心です。それが20年後30年後、いつ戻ってくるかわからないけど。子どもだけでなく、高齢者にも生きがいや楽しんで学習する姿を子どもたちに見せることは教育面からもメリット大きいことです。以上の点から、自治体による運営が望ましいと私は

思います。

(西本佳子委員長) 8項目にわたってご指摘がありました。咀嚼しにくい問題でもありますので、一番身近なところからの視点でも結構ですのでご意見を願います。

(中村社会教育部長) 市では、最低賃金は当然守るべきと考えていますので、指定管理事業者への指導を所管課を通じて行っておりますので、遵守できていると考えております。委託の場合も同様です。

(藤田委員) 3年前に河内厚郎事務所に委託するという話が出たときに、市でやっていただきたい、直接やってほしいと、大分、この審議会で言った記憶があります。しかし、市は業務委託にした。今のお話を聞いてそうだった、そうだったと思いだしました。当時、委託になるということで非常に不安でした。芦屋川カレッジが30期という長い歴史があって、ずっと芦屋市が行ってきて今につながってきたので、河内厚郎事務所になってどうなるのだろうという不安があった。昨年、私も芦屋川カレッジに入ってみて、母が18期に受講した時とカリキュラムも大きな変化がなく、多岐にわたっていろんな勉強もさせていただいているし、業者委託になっても特別大きく変わったんじゃないと安心しました。受講料は上がっていましたが、年々ちょっとずつですが上がっているように思うので、経費の内容をはっきりしていただけたらと思います。業者が変わったら、内容がころっと変わってしまうのではという不安はあります。

(藤田委員) 河内厚郎事務所のような業者は、他にもたくさんあるのですか。

(中村社会教育部長) 市は業者登録制度を行っていて、その中には今はあまりありません。2年ごとに業者登録を更新しますので、登録していただいたら、その中から適切な業者を選定し、業者選定委員会に諮り、今後、良好に事業を受けられる実績のある業者を選ぶこととなります。1年の契約ですから毎年、業者選定を行いますので、そのつど業者が変わる可能性はあります。

より新たな事業者を発掘し、登録していただく努力が必要と考えています。

(鹿野委員) 安定的な継続はとても大事と思うので、現在の河内厚郎事務所から変わってもらう時に、次が見つからないとなるとその辺がすごく不安ですね。

(石田委員) 企業は儲けを考えます。そうするとどこかを削るとか、今まで行ってきたサービスがなくなることもある。企業が変われば、今まで行っていたことができなくなるというのは、考えものです。

(高田公民館長) 直営時代から業者委託になった時、平成24年度に公民館長に着任したのですが、当時、考えていたことは、直営時代と同じものを委託で実現しよう、委託業者が行うけれどそれまでの品質を変えないようにと、委託の状態を監視していました。それで、これから指定管理者制度へ移行していくという段階です。

(石田委員) 指定管理になった場合、実際にどの程度の予算が削られるのですか。

(高田公民館長) 指定管理者制度導入の目的は、コスト削減と市民サービスの向上です。この2点の目的を実施できるから指定管理者制度を導入しよう。実際に予算を減らされるかどうかというのは別の話ですから、今のところ未定です。施設管理を除いて話をすると、公民館講座に限れば、経費は人件費と講師謝金が主なので、そこは、直営、業務委託、指定管理者制度のいずれでも同じ形になります。企画をするための事務所側の人件費と電話代などが必要になるので、コストを削減しようとする講師謝金も含め、これらのうちいずれかでコストを下げないと下がらないことになります。

(中村社会教育部長) 指定管理の場合、ホール事業では参加者数を増やせばすべて指定管理者の収入になり、少なれば損をすることになりますので、来場者を増やす努力はしていただくことになります。皆様が懸念されているのは、たくさん来ていただくために、収益重視になり、芦屋市が求めているような内容のものができるかどうか。行政の必要課題などは敬遠されるのではないかなどということが、ご心配なのかもしれませんが、企業として持っているノウハウやネットワークで、人気のある講師や内容の企画や、サービスの拡大が期待されています。

(平井委員) 指定管理になって今より良くなるか悪くなるかわからないです。他の施設のコスト削減が行われたのか調べたことがないので、指定管理者制度によってどうなるのかわかりません。良くなるかもわからないし悪くなるかもわからない、良くなる保証はない。現在が良い状態でありながら、業務の内容からも考えると、現状を継続してもらった方がいい、リスクを冒してまで導入する必要はないというのが私の意見です。先ほど出された懸念はそのとおりだと思っています。赤字も半分になったと言われてるので市の財政もそんなに心配する必要はないと思います。今までどおり高齢者の教育事業を市が一貫して、市が継続したほうが良いと思っています。業務委託の状況を見て、口出すところは口を出してやっていけば良いと考えます。

(仁田委員) 24年度から河内厚郎事務所が事業受託し、それまでもよいものが続いてはいたけれど、マンネリ化していた部分もありましたが、新しい風が入ってきて今は良い状態になったと思います。懸念されることもありますが、この3年間の業務委託の状況は良かったと思っています。しかし、指定管理者制度になると不安が大いにあるので、市民の声が反映できるようなことが保障されるのであれば、変わっていくのもいいのではないかと思います。話はそれですが、市民の声ですが、館内に設置されている投書箱はどのように処理されているのですか。

(高田公民館長) たまにしか入りませんが、センター長の私のところに届けられます。

- (石田委員) 企業が変わればシステムや内容が変わる可能性があったりしますか。
- (中村社会教育部長) 実際にはそのようなことも起こることもありますが、指定管理の場合、市指定の事業のほかに自主事業ができます。自主事業では、以前の業者がやっていた事業を新たな業者がしない場合もあります。しかし、その代り新たなメニューが増えたりもします。そういった面が独自性としてあります。
- (西本佳子委員長) ハード面とソフト面の兼ね合いが難しいですね。
- (平井委員) 現在、芦屋市で行っている指定管理ではソフトを伴っているところはあまりないですね。美術博物館はハードとソフトの両面がありますが、あまり良いうわさは聞かないです。
- (西本望委員) 他市の場合、図書館などのハード面だけの指定管理はあるが、ソフト面は市直営のケースが多い。すみわけをしているものと思われま。
- (鹿野委員) 公民館が指定管理になるというのは決まっているのですか。
- (中村社会教育部長) 市の行政改革実施計画にある事業ですので、指定管理導入に向け、進めています。
- (平井委員) 運営審議会として反対という答申はできるのですね。
- (鹿野委員) 今の状態で良いと思います。
- (藤田委員) 市民の意見をそばにいる市職員が事業者に伝え、市民の意見がすぐに反映されるというような形が良いと思います、指定管理になるとお任せになってしまう不安があります。
- (高田公民館長) 現在の委託事業者の業務状況で気にいらないところは正直あります。しかし、ほとんど口を出さないようにしています。業務委託で仕様書に基づき、お任せしている訳ですので。先に話がありましたが、委託では業者をコントロールするという考え方があると思います。しかし、その中には私自身の思い上がりも入っているように思います。事業者から企画の段階で市が相談を受ける場合があり、事業者は何をしようかなとネタを探している際に、私が良いように使われているように思う時もあります。ほとんどは業者から提案があり、それを受ける形ですが…。当たり前の話ですが、委託事業者は行政ではなく、行政内部の情報は持っていません。一方、私は委託事業者がしている業務はできませんが、市の行政職員ですので行政内部での情報は持っており、今、市が求めている事業はこんな感じというものを持っています。たとえば、今年でしたら震災20周年にふさわしい事業を求めているとか。ですので、先ほど良いように使われているという表現をしましたが、良い結果を生み出すにはそれは必要で、まあ相談なのですが、それで良いと考えております。ですから、市がコントロールをするというより、お互い持っている情報のやり取りを行い、その中で芦屋市にふさわしい事業が結果として生み出されると良いなと思っています。

- (西本佳子委員長) 立ち位置がありますよね。行政、事業者、市民と立ち位置が違いますよね。
- (西本望委員) 良い内容の教育をしていくために今の関係を維持していただく方が良いのかなと思います。他の自治体を見ても、コスト削減で指定管理に移行している状況が見えてしまいます。良い内容の教育をしていくには少なくとも今の河内厚郎事務所への委託を維持する方が良いと思います。
- (西本佳子委員長) 指定管理導入は、時期尚早。当分の間推移を見守りながら、この状態でおおむね良いのではないかというまとめでよいでしょうか。
- (中村社会教育部長) 当分の間とは、どの程度の期間を言われるのでしょうか。この期の委員の任期は今年度で終わりになりますので、次の委員さんにはまた一から説明してお諮りしていくこととなりますので、当分の間の目安はいかがですか。
- (西本佳子委員長) 3月末で任期が終わりますので、次に引き継ぐために、協議していただいたまとめをどのような言葉でまとめるといいでしょうか。公民館運営審議会ではおおむね業務委託の継続との結論と考えていいのでしょうか。
- (西本望委員) 私の考えは、指定管理者制度への移行はしない。業務委託の継続をしていただきたいという意見です。
- (平井委員) 私の意見は、公民館の指定管理者制度導入は早すぎどうのこうのというより、やめた方が良くというのが意見です。
- (石田委員) 賛成反対というのであれば、今と品質が変わらなければ、このままでよい。もし品質が変わればその時にまた考えればよいと思います。
- (鹿野委員) 私も反対です。
- (仁田委員) 質問ですが、河内厚郎事務所は、将来、指定管理者制度になった場合、入ってくるのでしょうか。撤退するのでしょうか。
- (中村社会教育部長) 特に確認はしておりません。
- (仁田委員) 市民センターにおいては、市の監理のもとで市民の声が届く、安定した事業が継続して提供されるという、今の業務委託が一番良いと思います。
- (藤田委員) 私も今の業務委託でよいと思います。指定管理者制度には反対です。市民と事業者双方に市が話せる形、市民センターでの今のようなトライアングルのような、市職員が見守る形が良いと思います。
- (西本佳子委員長) 委員の皆様、全体の意見としては全員、指定管理者制度の導入でなく現状の事業委託のようですね。このような理解でよろしいですか。とても大きな問題ですので、当初は、指定管理者制度導入準備に向けての意見交換ということであったと思いますが、それについて、みんなで協議するところまで至らなかったのですが、このようなまとめでよろしいでしょうか。

< 委員了承 >

(西本佳子委員長) 本日の審議が、今後の公民館運営や教育委員会においてお役に立つことを願っています。これで、本日の公民館運営審議会を終了します。皆様お疲れ様でした。

< 閉会 >